

特定健康診査等実施計画〈第3期〉

[対象：2018年4月1日から2024年3月31日]

TCSグループ健康保険組合

2018年4月

1. 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急激な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、2008年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画は、当組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその結果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、第3期6年間の特定健康診査等実施計画を定めることとする。

2. TCSグループ健康保険組合の現状

当組合は、ソフトウェアの開発等を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。

2018年1月末の適用事業所数は28あり、その拠点は全国に点在している。また、当組合に加入している被保険者の平均年齢は35.1歳で、男性が全体の約82%を占めている。

被保険者の約33%が40歳以上で、被扶養者を含めると特定健康診査の対象者は毎年約250人増加している。

健康診査は、全被保険者を対象に東京都総合組合施設振興協会の契約医療機関の他、直接契約の医療機関で生活習慣病予防健診を、35歳以上の被保険者及び被扶養配偶者を対象に全国約1,300の契約医療機関で人間ドックの受診補助を実施している。

また、生活習慣病予防健診及び人間ドックは特定健康診査を兼ねており、2016年度の健診実施者数は7,824人(生活習慣病予防健診4,527人、人間ドック3,297人)であり、特定健康診査受診率は72.4%であった。

3. 達成しようとする目標

1) 特定健康診査の実施に係る目標

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	国の参酌標準
被保険者	95%	97%	99%	99%	99%	99%	—
被扶養者	30%	45%	60%	70%	80%	90%	—
全体	80%	85%	90%	93%	95%	97%	90%以上

2) 特定保健指導の実施に係る目標

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	国の参酌標準
40歳以上対象者(人)	3,926	4,211	4,473	4,737	4,917	5,133	—
特定保健指導対象者数 (推計:人)	844	967	1,089	1,184	1,260	1,346	—
実施率	2.75%	5.5%	10.0%	20.0%	40.0%	55.0%	55%以上
実施者数(人)	23	53	109	237	504	740	—

4. 特定健康診査等の対象者数

1) 特定健康診査

区分		2018	2019	2020	2021	2022	2023
全 体	40歳以上対象者数 (推計値：人)	3,926	4,211	4,473	4,737	4,917	5,133
	目標実施率	80%	85%	90%	93%	95%	97%
	目標実施者数(人)	3,125	3,581	4,033	4,386	4,667	4,985
被 保 険 者	40歳以上対象者数 (推計値：人)	2,996	3,242	3,460	3,691	3,859	4,057
	目標実施率	95%	97%	99%	99%	99%	99%
	目標実施者数(人)	2,846	3,145	3,425	3,654	3,821	4,017
被 扶 養 者	40歳以上対象者数 (推計値：人)	930	969	1,013	1,046	1,058	1,076
	目標実施率	30%	45%	60%	70%	80%	90%
	目標実施者数(人)	279	436	608	732	846	968

2) 特定保健指導対象者数等

区分		2018	2019	2020	2021	2022	2023
40歳以上対象者数 (推計値：人)		3,125	3,581	4,033	4,386	4,667	4,985
動 機 付	支援対象者数(人)	313	358	403	439	467	498
	目標実施率	2.88%	5.6%	9.9%	20.0%	40.0%	55.0%
	目標実施者数(人)	9	20	40	88	187	274
積 極 的	支援対象者数(人)	531	609	686	746	793	848
	目標実施率	2.64%	5.4%	10.1%	20.0%	40.0%	55.0%
	目標実施者数(人)	14	33	69	149	317	466
全 体	支援対象者数(人)	844	967	1,089	1,184	1,260	1,346
	目標実施率	2.75%	5.5%	10.0%	20.0%	40.0%	55.0%
	目標実施者数(人)	23	53	109	237	504	740

5. 特定健康診査等の実施方法

1) 基本的な考え方

特定健康診査・保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目した健診を行い、その結果に基づく保健指導を行うことにその特色がある。これは、内臓脂肪の蓄積が生活習慣病の発症に大きく関与していることが明らかとなっていることから、内臓脂肪を蓄積している者に対して運動や食事等の生活習慣の改善を促し、内臓脂肪を減少させることにより生活習慣病の予防を行うことができるという考えに基づくものである。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

また、対象者の個別性を重視した効果的な保健指導の実施は、加入者の健康の保持向上や医療費適正化等の観点から、極めて重要な保険者機能と考えられるため、実施率向上が最優先課題となる。そのため、当組合が主体となって特定健康診査を行い、そのデータを管理すること、さらには、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者の人数を調査し、そのデータを受領すること等を検討する。

2) 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から当組合が保健事業として行っている健康診断を事業者が労働安全衛生法に基づく健康診断として利用する場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第 21 条第 2 項により当組合はその実施を受託する。

また、事業者が独自で健診を実施している場合、高齢者の医療の確保に関する法律第 27 条第 2 項により、当組合はその記録の写しの提供を事業主に求めることを検討する。

3)実施場所、実施項目、実施期間

	実施場所	実施項目	実施時期
特定健康診査	全国の契約健診機関	標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目(検査項目・質問項目)を含む当組合健診実施要領の「検査項目」とする。	通年とする。 ただし、受診資格審査における年度は、4月から翌年3月までの12月とする。
特定保健指導	(個別調整型を基本とする)		

4)外部委託の有無

①特定健康診査

契約健診機関での受診が困難である場合は、状況に応じて新規の健康診断委託先についての検討を行う。

②特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラム第1編第1章の考え方にに基づき、外部委託の活用を含め、随時検討する。

6. 個人情報の保護

1)基本方針

当組合で定める個人情報保護管理規程を遵守する。個人情報の取り扱いについては、当組合ホームページ、健診実施要領等により被保険者等に周知する。

当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

2)記録の管理

当組合の記録の管理者は、常務理事とする。また、記録の利用者は当組合職員の特定健康診査及び特定保健指導従事者に限る。外部委託する場合は、利用範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

3)記録の保管

特定健康診査等の記録の保管期間は5年とする。

7. 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画の内容は当組合のホームページに掲載し、各事業所並びに被保険者等に周知することとする。

8. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画は、2020年度中に第三期の中間評価を行い、2021年度以降の実施人数、実施方法、目標設定等の見直しを検討する。また、厚生労働省による制度等の見直しがある場合はそれに準ずる。

9. その他

1)利用券等の配付

特定健康診査・保健指導は、当組合の契約健診機関及び委託先で行うことし、特定健康診査対象者等への利用券等の配付は行わない。